

◎新潟県告示第904号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新発田市の新発田土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和5年8月15日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事	新発田市島潟1249番地2	澁谷 幸男 (理事長)
〃	〃 道賀165番地	小池 亨
〃	〃 米倉2161番地	津村 岳志
〃	〃 新栄町2丁目8番20号	山口 幸一
〃	〃 緑町1丁目7番5号	土田 陽平
〃	〃 山内168番地	外山 元
〃	〃 中曽根町3丁目1番16号	増子 喜幸
〃	〃 岡田1463番地3	神田 嘉博
監事	〃 米倉1263番地1	齋藤 典能
〃	〃 東新町4丁目8番11号	飯田 芳夫
〃	〃 桑ノ口210番地	前田 直樹

就任年月日 令和5年8月1日

2 退任

理事	新発田市島潟1249番地2	澁谷 幸男 (理事長)
〃	〃 道賀165番地	小池 亨
〃	〃 米倉2161番地	津村 岳志
〃	〃 中曽根町3丁目3番3号	丸田 英市
〃	〃 新栄町2丁目8番20号	山口 幸一
〃	〃 緑町1丁目7番5号	土田 陽平
〃	〃 岡田1413番地	今井 定衛
〃	〃 山内168番地	外山 元
監事	〃 中谷内3番地	服部 耕一
〃	〃 東新町4丁目8番11号	飯田 芳夫
〃	〃 米倉1263番地1	齋藤 典能

退任年月日 令和5年7月31日